

建築主事の所管区域及び業務区分

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により建築主事の所管する区域及び業務区分を次のように指定する。

1 建築主事の所管する区域及び業務区分は、次表のとおりとする。

所管建築主事	所管区域	業務区分
土木建築部建築指導課 建築主事	県下全域 （那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市及びうるま市を除く。）	(1)法第6条第1項第1号（法第18条第3項、法第87条第1項及び法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の建築物（共同住宅を除く。）で5階以上の階又は地階の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの確認 (2) (1)に係る法第7条第4項又は法第18条第15項の工事完了検査、法第7条の3第4項又は法第18条第18項の中間検査、法第7条の6第1項第1号又は法第18条第22項第1号の仮使用承認及び法第12条第5項の報告の請求
土木事務所建築主事及び支庁土木建築課建築主事	土木事務所及び支庁の当該所管区域 （那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市及びうるま市を除く。）	(1)上欄（1）に掲げる建築物以外の建築物の確認 (2) (1)に係る法第7条第4項又は法第18条第15項の工事完了検査、法第7条の3第4項又は法第18条第18項の中間検査、法第7条の6第1項第1号又は法第18条第22項第1号の仮使用承認及び法第12条第5項の報告の請求

2 土木建築部建築指導課建築主事は、土木事務所建築主事又は支庁土木建築課建築主事が出張、休暇、疫病等により長期不在となり業務の遂行ができないときは、その業務を代行することができる。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。